

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号。以下「規則」という。)(第二十五条第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。</p> <p>二 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。</p> <p>三 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。</p> <p>四 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。</p> <p>五 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほつき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと</p> | <p>第一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号。以下「規則」という。)(第二十五条第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 床面の清掃を行うに当たっては、床仕上げ材のはく離又は損傷及び床維持剤の塗装の状況を点検し、必要に応じ、補修、再塗装等を行うこと。</p> <p>二 カーペット類の清掃を行うに当たっては、汚れ、しみ等の状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。</p> <p>三 日常的に清掃を行わない箇所については、六月に一回以上、定期に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。</p> <p>四 真空掃除機、床みがき機その他の掃除用の機械及びほつき、モップその他の掃除用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと</p> |

六 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。

七 一から六までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。

八 七に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

九 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間（以下「受託者の氏名等」という。）を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

十 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第六条に規定する建築物環境衛生管理技術者（以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。）からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体

と。

五 収集・運搬設備、貯留設備その他の汚物処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。

六 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間（以下「受託者の氏名等」という。）を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

七 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第六条に規定する建築物環境衛生管理技術者（以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。）からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体

制を整備しておくこと。

第二 規則第二十六条第三号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 空気環境の測定は、規則第三条の二第一号に定める方法に準じて行うこと。

二 五 (略)

第三 (略)

第四 (略)

第五 規則第二十八条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 受水槽の清掃を行つた後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。

二 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行つた場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。

三 (略)

四 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

制を整備しておくこと。

第二 規則第二十六条第三号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 空気環境の測定は、規則第三条第一項第一号に定める方法に準じて行うこと。

二 五 (略)

第三 (略)

第四 (略)

第五 規則第二十八条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 受水槽の清掃を行つた後、高置水槽又は圧力水槽の清掃を行うこと。

二 飲料水の貯水槽(以下単に「貯水槽」という。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除すること。

三 (略)

四 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内の水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

(表略)

五〇七 (略)

第六 規則第二十八條の二第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。

三〇七 (略)

第七 規則第二十九條第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。

二 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。

三 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。

四 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行

(表略)

五〇七 (略)

第六 規則第二十八條の二第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 排水管の清掃の前後における排水管内部の汚物類による閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。

三〇七 (略)

第七 規則第二十九條第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、統一的かつ計画的に、適切な方法により、防除作業を行うこと。

二 建築物内のごみの処理状況、飲食物の保管の状況等を点検し、必要に応じ、ねずみ、昆虫等の発生を防止するための措置を講ずること。

三 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための措置を講ずること。

四 ねずみ、昆虫等の防除を行うため殺そ殺虫剤を用いる場合は

い、これらによる作業者並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。

五 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。

六 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

七 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

八 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第八 規則第三十条第八号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする

〔薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品又は医薬部外品を用いるとともに、これらの容器、被包等に記載された用法、用量その他使用及び取扱上の必要な注意を遵守し、作業者並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。〕

五 ねずみ、昆虫等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。

六 ねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

七 ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

八 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第八 規則第三十条第八号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする

- 一 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、第一の一から六までに掲げる要件を満たしていること。
- 二 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
- 1・2 (略)
- 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞へいそくの状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
- 4 ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5・6 (略)
- 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期に点検すること。
- 三 機械換気設備の維持管理を、二の1、二の4及び二の5に定めるところにより行うことができること。
- 四 (略)
- 五 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 一 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、第一の一から五までに掲げる要件を満たしていること。
- 二 中央管理方式の空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
- 1・2 (略)
- 3 加湿減湿装置の維持管理を、次に定めるところに従い行うこと。
 - (一) 運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、スプレーノズルの閉そくの状況等を点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - (二) 加湿に用いる水は、水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第四条に規定する水質基準に準ずるものとすること。
- 4 風道について、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を掃除し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5・6 (略)
- 三 中央管理方式の機械換気設備の維持管理を、二の1、二の4及び二の5に定めるところにより行うことができること。
- 四 (略)
- 五 貯水槽等の給水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。

2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、第五の四と同様の措置を講ずること。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。

8 (略)

9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

六 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。

2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

1 貯水槽の内面の破損、劣化等の状況を定期的に点検すること。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置をとること。

3| 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバー
フロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し
、必要に応じ、補修等を行うこと。

4| ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満
減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点
検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

5| 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。

6| 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケ
ールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、
補修等を行うこと。

7| 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、
逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無
を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

七 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるとこ
ろにより行うことができること。

1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定
期に確認すること。

2 (略)

3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況
、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無
を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 (略)

八 (略)

九 (略)

六 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるとこ
ろにより行うことができること。

1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを随
時確認すること。

2 (略)

3 排水槽及び阻集器については、浮遊物及び沈殿物の状況、
壁面等の損傷・き裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定
期に点検すること。

4 (略)

七 (略)

八 (略)

十
(略)

九
(略)